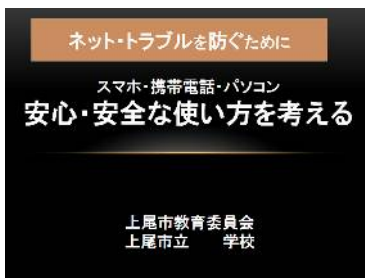


平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	上尾市教育委員会
テーマ	子どもたちがネットトラブルに巻き込まれないための未然防止に関する取組
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ネットトラブル等の未然防止と情報モラルの醸成を図る実践 ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（)</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>中学生のスマホ等の所有率も年々増加し、生徒間の誹謗中傷などの書き込みによるいじめが懸念される状況にあることから、ネット監視調査を実施し、生徒間のネットトラブルを未然に防止するとともに、児童生徒の情報モラルの醸成を図るため、各学校でネットトラブル防止に係る指導をする。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>ア ネット監視調査</p> <p>市内中学校11校の学校非公式サイトとLINEは除く個人（SNS）サイトの監視調査を外部業者に委託し、教育委員会に毎月報告が来る。教育委員会はその報告内容を精査し、緊急性の高い事案については速やかに学校の情報提供する体制を整えている。情報提供を受けた学校は、指導体制を確立し、保護者及び生徒に指導をすることになっている。</p> <p>イ 「スマホ・ケータイ安心ネット」指導資料</p> <p>子供たちをネットトラブルから守るため、市内小・中学校で児童生徒に情報モラルについて指導をするため、平成27年6月に「スマホ・ケータイ安心ネット」指導資料の冊子及び電子提示資料を作成、各学校に配布し、各学級で指導するとともに、保護者向けの資料を作成し、各学校の保護者会等で活用し、啓発に努めている。</p>	
<pre> graph TD A[ネットパトロール業者] -- "監視状況を報告" --> B[上尾市教育委員会] B -- "指導状況を報告" --> C[学校] C -- "情報提供" --> A C -- "連絡 相談" --> D[保護者] D -- "相談" --> C </pre> <p>ネットパトロール業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○Twitter、YouTube、学校裏サイトの監視（1日1回～月1回） ○リスクレベル（低・中・高）により監視追跡調査を変更 <p>監視状況を報告</p> <p>上尾市教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視状況報告書の受取り、精査 ○リスクレベル（低・中・高）により、学校へメールや電話で情報提供、危険度が高い場合は面談 <p>指導状況を報告</p> <p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導体制の確立 ○保護者もしくは生徒に直接指導（保護者・児童生徒と面談を実施） <p>連絡 相談</p> <p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○削除依頼、関係機関へ相談 ○子へ指導 	



指導案・ワークシート集

提示資料

2 取組の実績、効果

(1) ネット監視調査

ア 平成27年4月と比較して、学校非公式サイト、個人（SNS）サイトの誹謗中傷等の書き込みや不法な画像の掲載について同年11月には5倍に増加していることから、これらが中学生のコミュニケーションツールとして普及し、誤った使用をしていることが明らかになるとともに、実証に基づく指導をすることが可能となった。

イ 非行問題行動を未然に防止することが可能となる調査であり、各学校でもその趣旨を踏まえ、適切な指導をすることが可能となった。

(2) 「スマホ・ケータイ安心ネット」指導資料

ア 平成27年6月に作成、配布したが、短時間で指導できる資料であることから、学級担任が帰りの会等で気軽に指導でき、児童生徒に問題意識を醸成する一助となっている。

イ スマホや携帯電話を持たせる第一義的責任は、保護者であることから、保護者会で活用し、平成26年度に配布したリーフレットだけではなく、直接指導できるきっかけとなっている。

3 取組についての評価等

(1) ネット監視調査

ア 適時適切に学校に情報提供することで、教師は生徒の実態を把握することできるとともに、生徒の実態に応じた生徒指導を行うことが可能となった。

イ ネットによる自殺や殺人、いじめが全国的に問題になっている中、この指導体制により、子供の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応をすることが可能となった。

(2) 「スマホ・ケータイ安心ネット」指導資料

ア 指導資料を活用して、学級活動において話し合い活動をすることによって、自らの問題として意識をもつことできるとともに、改めてルール作りの大切さや正しい使い方、起こりうる問題などを認識することができた。

イ ネットトラブルについて、児童生徒自らが被害者・加害者にならないために、問題を深刻に受け止め、自らの手で使用のルールやマナーを決める機会（各中学校区「スマホ・ケータイ安心ネット会議」）につなげることができた。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	草加市教育委員会
テーマ	平成27年度草加市立小中学校「いじめ撲滅サミット」
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域がいじめに対する関心を高め、防止していこうとする態度や意識を持つことをねらいとした。そのために、各学校が平成25年度より取り組んできた、いじめ撲滅のための実践を発表・協議し、いじめ根絶に向けた決意を新たにしていく場とした。</p> <p>さらに、「いじめは絶対に許されない」という強い意志を、子どもたちと、家庭・地域・学校の大人が共有し、サミットから発信していく場とした。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>①日程 平成27年8月26日（水）午後2時から午後4時30分</p> <p>②場所 草加市立中央公民館ホール</p> <p>③内容 「いじめ撲滅」に向けたスローガンの発表 「いじめ撲滅サミット宣言」の唱和 「いじめ問題への対策」に関する講演会</p> <p>④対象 市立小中学校児童生徒、市立小中学校教職員、保護者、民生委員</p> <p>⑤主催 草加市、草加市教育委員会</p> <p>⑥共催 市PTA連合会、草加市小学校長会、草加市中学校長会</p> <p>⑦児童生徒の実践発表に向けて</p> <p>小中連携を軸にさらに「いじめ撲滅」の取り組みを推進していくため、中学校区毎に今までの取組の内容や成果を伝えあった。</p> <p>また、中学生のリーダーシップのもと、中学校区毎に「いじめ撲滅サミット宣言」の具現化に向けて意見交換をし、自分達の校区で進めていく内容をスローガンとしてまとめた。</p> <p>中学校区毎に掲げたスローガンを学校だけでなく、地域にも発信できるよう発表の仕方について話し合った。</p>	

2 取組の実績、効果



【代表児童生徒による唱和】



【大倉 浩氏講演会】

(1) 各校の実践発表

11の中学校区ごとに、代表の児童生徒が壇上で発表した。

平成25年に採択された「いじめ撲滅サミット宣言」を受けて、各学校で取り組んできたいじめ撲滅のための実践の成果と課題を発表。

さらに、中学校区ごとに小学生と中学生が意見交換をして、学区ごとに掲げた「スローガン」を、様々な演出のもとに発表した。

※演出（模造紙等を提示する、和太鼓を使用する、寸劇等）

(2) いじめ撲滅サミット宣言の唱和

中学校区毎の発表後、市内全32校の児童生徒が「いじめ撲滅サミット宣言」を継承していくことを確認し、最後に全員で宣言を唱和した。

わたしたちは、次のことを宣言します。

- － お互いを認め合い、助け合います。
- － いじめを見すごしません。
- － 相手の気持ちを考えて行動します。
- － 笑顔いっぱいの学校をつくります。

(3) 「いじめ問題への対策」に関する講演会

弁護士 大倉 浩氏による講演会を行った。


講演では、「人の喜びを我が喜びに ～いじめは犯罪です。皆の優しさでいじめをゼロにしよう～」のテーマでいじめをなくすためには、よりよい人間関係を基盤にしなければいけないとアドバイスがあり、絆を深めていける姿勢をもって子供を見守っていくことが大事である。児童生徒だけでなく、学校・保護者・地域の方々にも有意義な講演となった。

3 取組についての評価等

- ・いじめに対する関心を高め、学校だけでなく家庭・地域も連携していじめを防止しているという気運が高まった。今後も継続して開催していく必要がある。
- ・小中連携を踏まえ、各校の特色ある取組を中学校区内で共有することで、いじめ撲滅に向けた意識を高めることができた。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	戸田市教育委員会
テーマ	いじめ問題への対応について
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>○A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>○B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>本市では、平成26年度に「戸田市いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づき各学校ごとに「いじめ防止基本方針」を作成した。体制を整備し、早期発見・早期対応に努めているが、いじめはどこの学校にも起こりうるという危機意識を常にもち、万が一、いじめが起こった場合の対応についても取り組んでいる。</p> <p>児童生徒自身のいじめへの対応力の育成やいじめを生まない学級集団づくりを目指すとともに、いじめ問題に関わる関係者や関係組織の重大事態へ組織的に対応できるよう連携を強化することをねらいとする。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>◆いじめ対応プログラム</p> <p>今年度、青山学院大学との包括連携協定の事業の一つとして、心理学の教授等に指導・助言いただきながら、ソーシャルスキルトレーニングなどの手法を用いた「いじめ対応プログラム」を作成・実施し、児童生徒のいじめに対応する力の向上を目指す。</p> <p><対象></p> <p>小学校6年生全学級・中学校1年生全学級</p> <p>※中学校2・3年生は学級、または学年で実施するなど、実態に応じて実施する。</p> <p><方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校は担任が授業を行う。 ・中学校第1学年では、担任と各中学校配級で授業を行う。 ・教育相談担当及びさわやか相談員は5月で指導する内容を研修する。 ・エンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムとする。 	
	

＜プログラム作成と活用のイメージ＞

H27作成…プランA、プランB-①

H28作成…プランB-②

H29作成…プランB-③



	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
平成27年度	A	B-①(案1をベースに)	B-①(案1もしくは案2をベースに)	B-①(案1もしくは案2をベースに)
平成28年度	A	B-①(案1をベースに)	B-②	B-②
平成29年度	A	B-①(案1をベースに)	B-②	B-③

平成27年度入学の生徒は3年間でB①→B②→B③の3つのプログラムを受ける

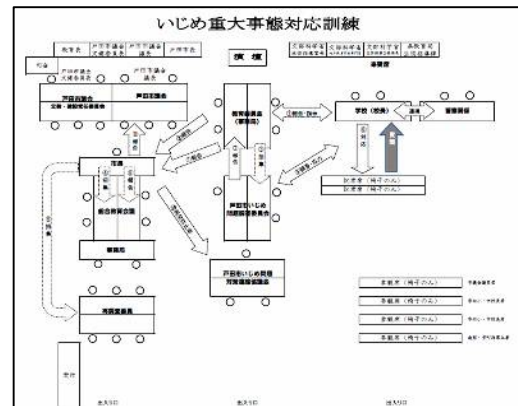
平成27年度は各学校の実態に応じて実施する。
※平成28年度から5年生についても実施する予定。

◆いじめ重大事態対応訓練

実施日：平成27年9月24日（木）

内容：いじめによる重大事態が発生した際の、教育委員会事務局を中心とした関係組織の動きの確認（市長が再調査が必要と判断した場合を想定）

参加者：市長・市議会議員・教育委員・文部科学省生徒指導室長・蕨警察署関係者・学校長・弁護士・医師・大学教授・市役所関係者 等



2 取組の実績、効果、評価等

- いじめ対応プログラムについては、今年度の実施を受け、プログラムの改善を図り、新たなプログラムの作成を行っていく。
- 実施した学校からは、いじめを受けた場合の対応だけでなく、いじめを生まない人間関係づくりにも期待ができるという意見があった。
- いじめ重大事態対応訓練については、関係者・関係組織が一堂に会し、重大事態対応のマニュアルに沿って、それぞれがどのように関わっていくか確認することができた。
- 文部科学省の生徒指導室長から、休日等の連絡体制や報道対応等、訓練を通して見えてきた課題について、指導いただいた。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	朝霞市教育委員会
テーマ	いじめ防止月間
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>○A-4 その他（いじめ防止月間における取組）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」発生を許容しない教師の指導の在り方の研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 地方いじめ防止基本方針の策定と地域への発信</p> <p>B-4 その他（)</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>いじめは、決して許されないことであり、どの子にも、どの学校でも起こり得るものである。常にアンテナを高くし、早期発見に努め、きめ細かく対応し、100パーセントの解消を目指すため、朝霞市では「いじめ防止月間」を設けた。いじめを許さない学校づくりへ向けて、生徒指導・教育相談体制の充実といじめの未然防止の更なる徹底を図る。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>実施期間：10月1日から11月30日</p> <p>対象 朝霞市立小・中学校</p> <p>取組方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学校における「いじめ防止に向けた取組」の実施 2 「心と生活アンケート」の実施 3 「ひとりでなやまないで」（相談機関電話一覧）の配付 4 参考資料 <ol style="list-style-type: none"> ①彩の国生徒指導ハンドブック New I's（ニュー・アイズ）（平成25年2月 埼玉県教育委員会） ②いじめ問題の取組事例集（平成19年11月 埼玉県教育委員会） ③いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。（平成25年7月 文部科学省 国立教育政策研究所） ④生徒指導リーフ（文部科学省 国立教育政策研究所）等 <p>2 取組の実績、効果、評価等</p> <p>(1)「心と生活アンケート」（小学校5・6年、中学校1・2・3年対象）を、期間中にすべての小・中学校で実施した。また、小学校の1年生から4年生に対する学校生活に関するアンケートについても、すべての小学校で実施するよう</p>	

にした。

その結果をもとに、面談を行うことで生徒理解が深まり、信頼関係が築かれた。また、命にかかわる悩みや問題は、共通理解の下、学年や教育相談部会で報告し、組織で状況を見極め、具体的な対策を考え早期に対応した。保護者と連携しながら定期的に状況を把握し、粘り強く見守り、支援し、必要に応じて関係諸機関とも連携を図ることができた。

- (2) 相談できる学校及び専門機関の一覧表「ひとりでなやまないで」を期間中に全小・中学校で配付したことにより、相談できる安心感を与え、相談することによりいじめの未然防止につながった。
- (3) いじめ防止月間中の教育相談主任研修会で、「心と生活アンケート」を全小・中学校で実施した後の活用について説明し、いじめ防止に係る課題と今後の取組について協議を行った。
- (4) 全ての学校において、校長の指示・伝達や文部科学省等の資料を使って校内研修などを実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について意識を新たに取り組み、組織的な対応ができた。
- (5) 日頃から取り組んでいるあいさつ運動や生徒指導委員会や教育相談部会などで、児童生徒の小さな変化を見逃さず、情報を収集して、いじめの未然防止や早期発見に取り組めた。
- (6) いじめ防止標語の掲示や、人間関係を豊かにすることを目指した特別活動の授業・いじめ問題を考えさせる道徳の授業に取り組んだ学校があった。
- (7) 児童会や生徒会が中心となって、いじめ撲滅にむけた活動を実施した学校があった。(いじめ撲滅署名運動・オレンジリボン・キャンペーン・NHK いじめをノックアウトスペシャル『100万人の行動宣言』参加)
- (8) 校長講話や学校便りで児童や保護者へ「いじめ防止」を啓発したり、PTAと連携した取組を実施したりしている学校があった。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止のための取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	川越市教育委員会
テーマ	川越市教職員一人一人のいじめに対する理解と組織的な対応

※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。

【観点B 教職員による組織的な取組実践】

○B-1「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修

1 取組の内容

(1) 取組のねらい

川越市では、平成24年度に「川越市いじめ対応マニュアル」を、平成25年度に「川越市いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）」を作成する等、全市立学校における、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めてきた。

平成26年度は、全市立学校教職員一人一人のいじめの未然防止に係る指導力の向上を図ることを、平成27年度は、重大事態が発生した際の組織的な対応を図ることをねらいとして取組を進めてきた。以下に、その一例として、平成26・27年度「川越市いじめ・不登校対策検討委員会（いじめ・非行問題対策部）」の取組とその成果を示す。

(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）

①川越市いじめ・不登校対策検討委員会の目的

- いじめや非行問題行動、不登校問題を未然に防止する対策について校種間連携を通して検討をする。
- いじめや非行問題行動と不登校問題との関連、小中学校との連携について検討する等総合的に不登校問題の解決策を講ずる。

②組織

全体会

いじめ・非行問題対策部
校長1名 教頭1名 教諭・養護教諭8名

不登校問題対策部
校長1名 教頭1名 教諭・養護教諭6名

教育委員会担当指導主事2名

○スーパーバイザー1名
（大学教授兼SSW）

○臨床心理士1名

※専門的な視点から各部会への助言を行う。

③活動内容（いじめ・非行問題対策部）

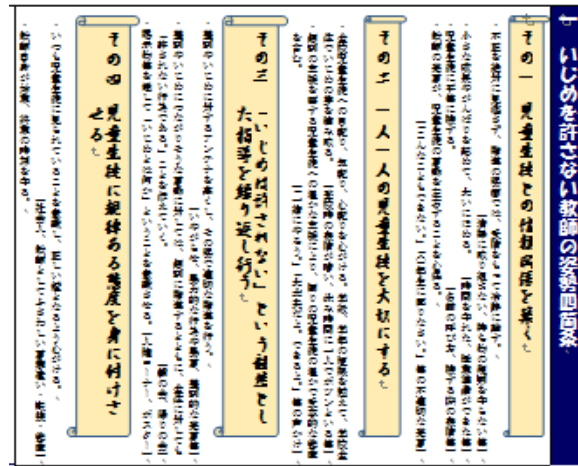
ア 平成26年度 リーフレット「『いじめのない学校』をめざして」の作成

- i) 市内におけるいじめの現状把握及び分析
- ii) いじめの未然防止に係る具体的な手立ての検討
- iii) 全市立学校教職員一人一人のいじめの未然防止に係る指導力の向上を図るための手立ての検討
- iv) 不登校問題対策部との活動報告会
- v) リーフレットの活用に係る研修会の実施
 - 研修会参加対象
全市立学校の生徒指導主任（教頭、主幹教諭及び教務主任等）

○研修内容

教職員のいじめに対する理解及び、いじめの未然防止に係る組織的な対応

- ・いじめを許さない
教師の姿勢について
- ・いじめを生み出さない
学級経営について
- ・いじめを未然に防ぐ
相談活動・集団活動・
啓発活動について
- ・ネットいじめを防ぐための
手立てについて



「いじめのない学校」をめざして「一部抜粋」

イ 平成 27 年度 「重大事態対応マニュアル」の作成

- 市内におけるいじめの現状把握及び重大事態に関する話し合い
- 重大事態発生時における対応の際の留意点に係る検討
- 重大事態発生時に、全市立学校において適切な対応が図られるようにするための手立ての検討
- 不登校問題対策部との活動報告会

④今後の活動

今年度作成中の「重大事態対応マニュアル」の活用に係る研修会を実施し、重大事態発生時における適切な対応が徹底されるよう努める。また、マニュアル作成と研修会の効果を検証し、来年度以降の本委員会の活動に生かす。

2 取組の実績、効果

いじめの未然防止に係る基本的な姿勢や指導を具体的に示したことで、市内公立学校教職員一人一人の指導の指標となり、いじめの未然防止に効果があったものとする。

活用に係る研修会を通して、作成の意図を十分に周知徹底したことで、各学校からは、「研修等に活用しており、指導に生かされている。」「若い教職員には毎朝、教室に行く前に読むように指導している。」等の報告を受けている。

3 取組についての評価等

本リーフレット「『いじめのない学校』をめざして」は、各教職員が日常的に児童生徒と関わる際や学級経営を進める上で、基本姿勢をまとめたものである。経験年数の浅い教職員にとっては、いじめの未然防止に係る具体的な姿勢や指導に係る留意点が整理されており、指導の参考となるだけでなく、全ての教職員が基本的な姿勢を確認することができるリーフレットとなっている。

リーフレットを作成し、活用に係る研修会を行ったことで、市内全公立学校教職員一人一人のいじめの未然防止に対する理解を深め、いじめに係る指導力の向上を図ることができたものと考えている。

今後は、学校以外の関係機関等に本リーフレットの配布や掲示を広めることを通じて、いじめの根絶に向けた市の取組や学校の姿勢を示していきたい。また、いじめに係る指導力の向上を図るために、本市の状況や課題を踏まえた効果的な取組を一層推進していく。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	毛呂山町教育委員会
テーマ	支援が必要な児童生徒への適切な対応に関する研修会を通し、 教師の一人一人の特性に合った指導力の向上
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ユニバーサルデザインを取り入れた積極的な授業展開・ 生活環境の創造を行い、児童生徒が互いの個性や特性を 尊重する集団づくりを実践するための研修 ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>本町では、発達障害をもったと思われる児童生徒の在籍者数が年々増加しているため、各教師がその対応に苦慮している。しかしながら、これらの児童生徒は、学びたい・わかりたいという意思がある。それにも関わらず、授業に集中できない、先生の説明がわかりにくい、学習進度が早すぎる、等の理由から、授業内容が理解できず、どうしても別の活動をしてしまう傾向がある。そのような児童生徒への対応に、教師が追われる場面が多々ある。このまま、周囲からの配慮が得られずに生活していると、自分らしさが発揮できないため、反社会・非社会の傾向があらわれることも考えられる。</p> <p>このような中で、教師が特別支援教育の手法を用いた授業を意識し実践することで、発達障害の児童生徒をはじめとし、その他の児童生徒においても「わかる授業」を展開することができる。特に、児童生徒への指示の出し方など、ユニバーサルデザインを活用することで、効果が得られると想定し、講演会を実施した。</p> <p>この取組を通し、その子が学校生活で不適応な状態・状況をなるべく無くし、自分らしさを発揮させ、他の児童生徒とも理解を深める活動を通し、いじめ防止を図る。教職員に適切な対応を学ぶ機会を設定した。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>立教大学現代心理学部心理学科教授の大石幸二先生を招聘し、町内全6校の先生方を公民館に集め、演題「通常学級で実現できるユニバーサルデザインの考え方」で、講演会を行った。</p> <p>各学級に在籍する特別支援が必要な児童生徒の具体的事例をあげ、こういうときには、こういう指導を行うと、効果があったこと、ということについて、詳しく説明された。特に、「集団活動ができていないと、個別指導はできない」という説明に、学級集団の大切さを学ぶことができた。</p> <p>また、特別支援コーディネーターの先生と連携し、支援対象の児童生徒のプロファイル</p>	

を作成することの重要性、そのプロフィールに基づく方針の決定、個別支援会議の開催、支援対象の児童生徒の経過観察も学ぶことができた。

教師の指導方法の工夫や児童生徒の多面的理解により、児童生徒の望ましい成長が期待できることとその技法の一部を学んだ。子供一人一人が自信を持って活動する機会を増やすことにより、子供同士が認め合う場面の基盤づくりを行った。



2 取組の実績、効果

講演を聴いて学んだ、板書の仕方のパターン化、板書の文字の色・大きさ、教師の眼差しと笑顔、座席配置の工夫、心をそらせる訓練、指示の出し方の工夫、学習方法の工夫などを実践することで、該当児童生徒はもちろん、周囲の児童生徒が落ち着いて作業に取り組むことができることを学び、意識した授業展開を行う教員が増えた。

学習面での顕著な結果は、全体としてはまだ出ていないが、個々の支援を要する児童生徒を観察すると、授業中の取り組み姿勢に改善が見られる場面も見られることが多くなった。これらを続けていき、一人一人の学習面を確実に伸ばすことと共に、できた場면을適宜・適切に認め・励まし、確実に児童生徒を成長させていく。

今後も、学級経営や授業展開を核とし、集団を大事にしながら、個々の児童生徒を成長させていけるよう、町内の学校の先生方へしっかり助言していく。

3 取組についての評価等

子供たちにとって、自分の力が発揮できる環境にいることは、学校生活を送る上で大変重要である。特に、1日の大半を過ごす学級での環境には十分配慮するべきである。

誰もが理解しやすいユニバーサルデザインを活用した学級づくりを実践することは、いじめや不登校などに代表される問題行動を減少させる効果が見込まれる。

今回の講演から、「よい刺激を受けた」という感想が多く集まり、教師集団も意欲が高まる研修で会ったと理解している。

今後も、全体での研修の場や各学校への訪問の機会を大切に、毛呂山町の子供たちの成長に役立つ取組に全力を尽くす。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	秩父市教育委員会
テーマ	いじめ防止に対する研修の充実
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>秩父市では、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、学校内の組織的な対応の在り方や指導援助の進め方等について、教職員のスキルアップを図り、いじめ・不登校対策の核となる人材を育成することを趣旨とした「いじめ・不登校対策推進委員会」を組織している。</p> <p>また、教職員等を対象にした、いじめ防止に関連した研修を企画し、いじめの発生を許容しない指導の在り方についての研修に力を入れてきた。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>① 平成26年度第2回いじめ・不登校対策推進委員会</p> <p>日 時：平成26年12月11日（木）15：00～16：30</p> <p>対 象：市内小・中学校生徒指導主任等</p> <p>内 容：講義「いじめ・不登校対策について」</p> <p>講師 秩父市教育委員会教育相談室長 勅使河原 一郎 氏</p>	
 	

② 平成27年度第5回秩父市小・中学校管理職等研修会

日時：平成27年8月24日（月）14：30～16：15

対象：市内小・中学校管理職等

内容：講演「教えるということ」

講師 国立特別支援教育総合研究所 理事長 宍戸和也氏



③ 平成27年度生徒指導育成プログラム研修会（ライフスキル研修会）

日時：平成27年8月18日（火）～19日（水）

対象：市内小・中学校教職員27名

内容：演習「ライフスキル教育について」



2 取組の実績、効果

さまざまな講義や演習等を実施することで、教職員のいじめに対する危機意識が高まり、いじめの未然防止の重要性を実感させることができた。

3 取組についての評価等

多くの教職員を対象にした研修会を開催することにより、いじめ防止を学校全体の共通課題として、取り組ませることができた。また、児童生徒がいじめを許さない心を築いていくために、ライフスキル教育等にも、引き続き力を入れていきたい。

(様式1) 「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票 (美里町教育委員会)

市町村教育委員会名	美里町教育委員会
テーマ	アンガーマネージメントプログラム
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他 (<input checked="" type="checkbox"/> 学校でのアンガーマネージメント」早稲田大学 本田恵子先生)</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他 ()</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ加害の一要因として、勉強や人間関係などのストレスが関わっているとされています。また、感情のコントロールが十分にできなかつたり、上手な表現ができなかつたりといったようなスキル不足から、不満やストレスにうまく対処できず、いじめなどのような対人関係上のトラブルを引き起こすとされています。このようなことから、怒りや不満などのストレスをいじめや暴力で表すことを未然防止するための学習プログラムとして、この「アンガーマネージメント・プログラム」に美里町として取り組むことになりました。 ・アンガーマネージメントプログラムには、支援者向けと対象者向けがあり、支援者＝教職員、対象者＝児童生徒をさします。平成27年度は、町内全教職員に研修会を受講いただき、平成28年度以降は、美里中学校の生徒に研修を受けていただくように考えております。 ・実施学年：中学校1年生、実施予定時数としては、5時間前後を考えております。 ・導入により、教職員には、生徒がキレやすくなっているときにやってはいけないこと、心を開いてもらうステップ等、学校生活で具体的に取り入れることにより、児童生徒相互の関係や教職員との関係作りの基礎となり、児童生徒がキレたり、いじめがなくなるようにしていくことをねらいとしています。 <p>(2) 取組の内容 (取組事例、対象、方法等)</p> <p>①教職員向け：(本年度はこちらの内容)</p> <p>興奮している対象者に巻き込まれない様に、自分が対応を冷静にする方法</p> <p>②生徒向け：「キレやすい子へのアンガーマネージメント」参照</p> <p>時間をかけて、対象者の物事のとらえ方を変え、正しい感情の表現方法を教えるものです。</p> <p>2 取組の実績、効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なぜ、キレるのか」、「生徒がキレやすくなっているときにやってはいけないこと」等は、2学期以降の指導に即使える内容が研修となりました。 <p>3 取組についての評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内全教員を対象に行われたため、3つの小学校から1中学校に進学する美里町では、指導内容が継続して扱われるようになります。 	

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	深谷市教育委員会
テーマ	深谷市立小・中学校児童生徒インターネット使用のルール「安心ふっかネット」を徹底するための取組
【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】 （A-2） 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践 【観点B 教職員による組織的な取組実践】 （B-2） 「ネットいじめ」への対応実践	
1 取組の内容 (1) 取組のねらい 深谷市では昨年度、インターネットを正しく使い、ネットトラブルやネットいじめ等を未然に防ぐため、子どもたちが中心となり、学校、家庭、地域が一体となって、インターネット使用のルール「安心ふっかネット」を提言した。 今年度5月に、児童生徒に意識調査を行った結果、フィルタリングの設定や使用時間について、様々な問題が浮かび上がった。そこで、臨時の児童生徒協議会を開催し、市内各小中学校の代表児童生徒を招集し、「安心ふっかネット」を守るためにどのように取り組んだらよいか協議した。	
(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等） ① 事前の取組 各学級等において、事前に臨時児童生徒協議会の発表内容について話し合う特別活動を行い児童会・生徒会本部で意見を集約する。代表児童生徒は、協議会において学校の意見として発表する。	
② 事後の取組 臨時児童生徒協議会で話し合われた、小学校と中学校が連携した「安心ふっかネット」を守るための取組を中学校区ごとに実施する。取組を実施した期間について、「安心ふっかネット」意識調査を行う。	
③ 児童生徒への指導 「安心ふっかネット」の指導については、生徒指導や学級活動だけでなく、まごころや思いやりを育てるために、道徳の授業で取り扱ったり、睡眠時間や健康面への影響など、保健の指導として行うなど、多方向から実施する。	
2 取組の実績、効果 平成27年度「携帯電話の利用状況等に関する調査」の結果から、様々な効果が確認できた。例えば、インターネットの使用時間について、取組の成果から、昨年度より短くなり、特に中学校においては、使用時間が2時間未満の生徒を合計すると、県64.6%に対し、深谷市は70.2%。反対に3時間以上の合計数は、県16.0%に対し、深谷市は10.0%と低くなっていた。 また、「自分専用の携帯電話を持っているかどうか」については、小学生、県49.9%に対し、深谷市は36.1%、中学生、県64.5%に対し、49.3%と、小中ともに所有率は県平均よりも低くなっていた。	
3 取組についての評価等 スマートフォンやインターネットの使用について、市としてのルールがあるため、子どもたちへの指導や、家庭への啓発が行いやすいとの評価を受けている。今後も、学校だけでなく、保護者や地域社会、関係諸機関と連携して取り組んでいきたい。	

深谷市教育委員会だより 第23号 (平成27年 7月号)

こころざし

家庭でルールを話し合おう!

深谷市立小・中学校 児童生徒「インターネット」使用のルール

深谷市 安心ふっかネット

- 1 スマホや携帯等には、必ずフィルタリングの設定をする
- 2 長い時間、夜遅くまで使用しない。
- 3 困ったときは、友達や大人に顔を合わせて相談する。

「安心ふっかネット」意識調査

調査時期 平成27年4月～5月
調査対象 小学校 5～6年生 (2,756人)
中学校 1～3年生 (3,926人)

危険なサイトなどへ勝手にアクセスしていないか心配。

インターネットを利用している小学生の、約5割が、フィルタリングについてよく理解していません。

もう一度、フィルタリングをチェックしよう。

危険!

フィルタリングは、有害なサイトにアクセスできなくなるものです。スマートフォンには3種類のフィルタリングが必要です。

フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は、スマートフォンは1～3に対応するフィルタリングが必要!

- 1 従来型の携帯電話による接続
- 2 無線LAN接続による接続
- 3 アプリによる接続

1のフィルタリング 従来型の携帯電話・スマートフォンの両方に必要です。

2のフィルタリング スマートフォンに必要です。

3のフィルタリング スマートフォンに必要です。本アプリの起動を前提とします。

Q「小学生は夜7時まで、中学生は夜9時まで」のルールを守っていますか?

夜遅くのメッセージには返事をしない。でも、時間のルールを決めているから、友だちと気まずくならないよ。

学年別の結果

学年	1守っている	2だいたい守っている	3あまり守っていない	4まったく守っていない
小5年	49.6%	34.4%	11.0%	5.0%
小6年	41.1%	35.1%	16.1%	7.7%
中1年	39.0%	38.2%	16.9%	5.8%
中2年	18.9%	35.5%	28.3%	17.3%
中3年	12.0%	26.6%	28.4%	32.9%

学年が上がると、時間を守れていない人が増えるのが心配。

勉強や睡眠時間に影響が出ています。

各家庭でしっかりとしたルールを作りましょう!

インターネット等の利用時間が少ないほど、問題の正答率が高い傾向にあります。

全国学力・学習状況調査(児童・生徒アンケート)の結果より

児童生徒の学習・生活習慣と学校の平均正答率との関係

図表1 普段(月～金曜日)、1日当たりどのくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで連絡メール、インターネット(ゲーム、画像検索や動画視聴を除く)を使っていますか?

学校	4時間以上	3～4時間	2～3時間	1～2時間	30分～1時間	30分未満
小学校	62.3%	24.6%	10.7%	2.0%	1.1%	0.3%
中学校	55.7%	27.7%	13.0%	3.0%	1.3%	0.3%

※ この他、全ての調査結果において、「インターネットの使用時間が少ない人ほど、正答率が高い」という傾向があります。

臨時児童生徒協議会

平成27年10月22日(木) 深谷市立教育研究所

市内全ての小学校の児童会長と公立中学校の生徒会長が集まって、

「安心ふっかネット」を守るために、私たちができること。

をテーマに話し合いました。

各グループの中学校の生徒会長が中心となり、活発な意見交換が行われました。

臨時児童生徒協議会からの提言

- 1 深谷の子「6つの誓い」をもとにした、「安心ふっかネット」を守るための合言葉『4つの勇気』
「使わない勇気 かけない勇気 受けない勇気 ことわる勇気」
- 2 それぞれの中学校区において、小学校と中学校が連携した「安心ふっかネット」を守るための取組を実施する。

深谷の子「6つの誓い」をもとにした「安心ふっかネット」を守る合言葉

4つの勇気

・使わない勇気・かけない勇気
・受けない勇気・ことわる勇気

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	春日部市教育委員会
テーマ	スーパー元気・さわやかキャンペーン
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>① みんなが明るく仲よく元気に生活できる学校になるよう、学校・家庭・地域が一つとなって、いじめを許さない土壌づくりを図る。</p> <p>② お互いに認め合い、励まし合うことを通じて、子どもたちの豊かな心と社会性を培う。</p> <p>③ 学校や家庭などにおいて、日常生活の中の差別や仲間外れなどについて話し合う機会を設ける。</p> <p>④ いじめは許されない行為であることを再認識するとともに、みんなが力を合わせて解決していこうとする意識を高める。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>① 期 間 平成27年9月1日（火）～ 11月30日（月）</p> <p>② 活動内容</p> <p>ア 各学校で、趣旨に基づき、学校の実態に応じて、集会活動、学級活動、道徳の時間、映画視聴などを展開する。</p> <p>イ 豊かな人間性を育み、いじめを許さない土壌づくりを目的とした啓発作品等の作成を行う。</p> <p>ウ 市内小・中学校を6ブロックに分け、PTAや地域社会と連携を図り、子どもたちの活動を中心とした「スーパー元気・さわやか集会」を開催する。</p> <p>③ 具体例</p> <p>ア テーマに沿った授業</p> <p>「いじめについて」「ともだちにしてもらってうれしかったこと」「大切な友だち」「みんななかよく元気よく～笑顔いっぱい 明るくあいさつでつながろう」「思いやりの心文」「いじめ根絶」「おもいやり」「協力」「こんな時どうする」「学校よさ（学校の魅力、学校自慢、誇れる取組）」「友情・信頼」</p> <p>イ 人権標語の作成</p>	

ウ その他

- ・学校自慢、魅力、誇れる活動について考える ・人権集会 ・集会の報告 ・寸劇
- ・テーマに沿った内容で個人の思いや考えを書いた掲示物の作成
- ・「困っている子がいたらどうするか」についての話し合い・標語作成
- ・NHK「いじめノックアウト」と連携し、「埼玉県民の行動宣言」キャンペーンの実施・「ありがとう」のカード・手紙・「うれしい言葉」のカード作成
- ・「あいさつ」「友だち」についての話し合い・「命を大切さを学ぶ教室」
- ・「いじめを絶対ゆるさない」「みんなで仲良く生活するには」についての標語作成

④スーパー元気・さわやか集会

平成27年11月5日（木） 14:00～16:00



2 取組の実績、効果

- ・学校の良さを全校生徒で確認することができ、いじめを許さない学校づくりの今後の活動のきっかけとなった。
- ・アンケートの実施により、いじめの実態把握、予防、いじめについて考える生徒の意識の向上が見られた。
- ・あいさつ運動では、友だちや先生にあいさつするだけでなく、近隣の方々へのあいさつも行っていた。地域に根ざしたあいさつを通し、コミュニケーションを図る大切さを実感した。また、このキャンペーンを通し、生徒の自主的姿勢を生むことができた。
- ・全校生徒に参加募集を行ったことで、積極的にディスカッションに参加することができた。
- ・他校の生徒や地域の方々と話し合いをすることで、話し合いの進め方を工夫し、まとめることができた。



3 取組についての評価等

<アンケートからの感想を抜粋>

(児童・生徒より)

- ・いじめをなくしていくには、コミュニケーションを大切にすることだと思う。一人一人の個性を認め、互いに助け合える人間関係をつくるのが大事です。
- ・校内に（例）学校生活安全委員会などの児童生徒の自治組織を設け、いじめ撲滅キャンペーンを行ったり、縦割り活動の仲良しタイムを充実させればいいと思う。
- ・いじめをされたり、見たりしたら、親に相談・先生に相談・友だちに相談できるように普段から相談できる環境にしておくことが大切です。
- ・いじめられている人は、クラスやグループなどの狭い視野になっていると思う。外部の人が、いじめられている人の心のよりどころとなれるようにアプローチしていける体制を整えればいいと思う。

(保護者・地域の方より)

- ・コミュニケーションがとれる環境を大切にする。今回の集会のような、話し合う機会をもっと増やせたらいいと思いました。
- ・学校という狭い世界だけでなく、いろいろな人と関わることで、たくましい人間性を身に付けていくことが必要だと思います。
- ・いじめる側を怒るだけでなく、その子が抱えている問題を聞くことや行動のよし悪しを伝えることが大切である。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	行田市教育委員会
テーマ	特別支援教育の視点を活かした生徒指導の取組
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>生徒指導の基盤は、児童生徒一人一人の児童生徒理解である。学級づくり、授業づくりにおいては、どの児童生徒にとっても安心して生活ができる学級づくり、安心して学べる分かりやすい授業づくりを目指さなければならない。特に、障害をもつ児童生徒にとっては、障害の状況、特質、行動等が異なり、よりきめ細かな児童生徒理解が必要である。</p> <p>そこで、本市では、児童生徒一人一人が抱える「困難」を踏まえ、集団の中での指導、個別での指導をよりよく行うための取組を充実させ、児童生徒一人一人が、毎日笑顔で、楽しく活動ができる学級づくり、授業づくりをすることによって、いじめの未然防止に取り組んでいる。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>① 児童の実態把握（臨床心理士等による巡回支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 4月から5月 ・対象 市内全小学校の3年生 ・臨床心理士、行田市教育研修センター指導主事、常任相談員の3名で、児童観察 ・観察後、管理職、担任、特別支援教育コーディネーターとの話し合い ・臨床心理士の所見の配布 ・継続支援（数ヶ月後、希望により実施） <p>② 児童生徒の指導支援（通級指導教室担当者と担任との連絡会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 9月から10月 ・対象 市内の通級指導教室に通う児童生徒と担任 ・通級指導を受けている児童生徒が在籍する学級担任による授業参観 ・在籍学級で配慮すること等を中心に学級担任と通級指導教室担当者と懇談 	

- ③ 特別に支援が必要な児童生徒の活躍の場の創出（特別支援学級合同学習会）
- ・実施期間 9月・11月・12月・2月の4回
 - ・対象 市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒
 - ・特別支援学級に在籍する児童生徒が一堂に集まり、遠足、特別支援学校との交流、学習発表会、お別れ会を実施

2 取組の実績、効果

(1) 臨床心理士による巡回支援

- ・市内全小学校3年生全クラスを巡回することで、早期発見、早期支援を行うことができている。さらに、一人一人の特性に応じた支援・指導を行うことができている。
- ・授業観察の後に、学級担任だけではなく、管理職、特別支援教育コーディネーター、学年主任等も一緒に話し合いをもつことにより、児童一人一人の状況を複数で共有し、同一歩調での指導を行うことができている。

(2) 通級指導教室担当者と学級担任との連絡会

- ・通級指導教室での指導の様子を参観することで、学級担任は通級指導教室での指導内容を理解でき、児童生徒が学級での個別支援の参考とすることができている。
- ・通級指導教室担当者と学級担任が話し合いをもつことで、その子の持つ特性をさらに理解することができ、その後の指導に活かすことができている。



(3) 特別支援学級合同学習会

- ・他校の児童生徒と交流すること、大勢の前で学習の成果を発表することなどを通して、自信を持つことができ、自己有用感を高めている。
- ・交流や発表会を通して、互いのよさを感じ、成長を促すことができている。

3 取組についての評価等

いじめをなくすためには、問題を抱えている児童生徒への対応を理解し、実践することが、発達障害の有無に関わらず重要である。一人一人が抱える問題を早期に発見し、指導方法をチームで考えていくことで、児童生徒の成功体験を一つでも増やし、自信を持たせ、自己有用感を高めることができる。児童生徒一人一人の特性をしっかりと把握し、一人一人にあった支援・指導を行わなければならない。そのためには、特別支援教育の視点から児童生徒を指導していくことも一つの手段であると考えられる。

(様式1)


平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	久喜市教育委員会
テーマ	「いじめゼロ！新たな取組の創造」 ～第3回久喜市中学生サミットの取組～
※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。 【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】 A-1 道徳や特別活動等を通していじめを生まない学級づくりの実践 ○A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践 A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践 A-4 その他（ ） 【観点B 教職員による組織的な取組実践】 B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修 B-2 「ネットいじめ」への対応実践 B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携 B-4 その他（ ）	
1 取組の内容 (1) 取組のねらい ・久喜市の中学生としての自覚をもち、いじめを許さない一体感を醸成する。 ・久喜市内中学校11校の代表生徒が一堂に会し、いじめ防止に係る自校の誇り、特徴ある活動等を紹介し合うことを通して、お互いの取組のよさを認め合う。 ・久喜市の学校をさらによくするため自分たちができることについて話し合うことで、生徒会活動等に積極的に取り組む態度を育てる。 (2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等） 1 開催期日 平成27年8月18日（火）9：00～12：00 2 開催場所 菖蒲総合支所4階第1，2，3，5集会室，ボランティアビューロー 3 参加者 生徒会役員3名（各中学校生徒会長含む） 4 内容 テーマ「いじめゼロ！新たな取組の創造」 5 スケジュール 6月30日（火） 準備会1（生徒会担当教諭と生徒会長） 15：30～16：30 鷲宮総合支所4階 当日の流れ、会場の確認、当日の役割確認、実行委員長等の選出及び役割説明、話し合い活動分科会テーマ決定 ポスターの配布 8月11日（火） 準備会2（生徒会担当教諭と生徒会役員3名 会長を含む） 9：00～11：00 菖蒲総合支所4階 リハーサル、最終打ち合わせ等 8月18日（火） 中学生サミット当日生徒会担当教諭と生徒会役員3名 9：00～12：00 菖蒲総合支所4階 8月下旬 久喜市ホームページで広報 9月1日（火） 生徒は感想文を顧問へ提出 9月4日（金） 学校は参加生徒の感想文を市教委担当指導主事に提出 9月下旬 まとめ冊子配布、久喜市ホームページにアップ	

2 取組の実績、効果

- ・ 前回のサミットでの共同宣言を生徒自信の目で検証し、新たな取組を全市的な規模で展開する意欲をもてたことは大きな実績である。また、他校の取組から自校の取組の状態を肌で感じ、新たな取組を行おうという意欲につながった。
- ・ 「いじめゼロ！新たな取組の創造」をテーマに3つの分科会に分かれ市内全中学校の生徒会が互いの取組を発表した。全中学校が取り組むべき具体的取組を決定し、共同宣言に盛り込むことができた。
- ・ 現在ある「いじめゼロ宣言」を検証し、課題と新たな取組を創造することができた。
- ・ 「スマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」の生徒の取組状況をアンケートで分析し、このルールでは足りない部分について、生徒自らがルールを作り共同宣言に盛り込むことができた。



第3回久喜市中学生サミット共同宣言

テーマ「いじめゼロ！新たな取組の創造」

いじめは、心身の健全な発達に重大な影響を及ぼします。最近のいじめはスマートフォン、携帯電話やインターネットの介在により、一層深刻な問題になっています。私たちは、お互い認め合い、学び合い、助け合う絆を一層深め、一人一人の夢が実現できる学校にしていく必要があります。

よって、次のことの実行に力を注ぎ、久喜市の中学校をよくするために生徒会が中心となって生徒自らが考え、行動することを誓います。

1 以下のことを全11校で取り組みます。

- (1) 今後も「いじめゼロ！」の積極的な取組を続けます。
- (2) いじめゼロの宣言に署名し、掲示を行います。
- (3) 「いじめゼロ！」に向けての生徒主体の集会や授業を行います。
- (4) 学校独自のスローガンを作り、掲示します。

2 「ケータイ・スマホを上手に使う久喜市のルール」を守り、次の3点を実行します。

- (1) 大切なことは、相手に直接伝えます。
- (2) 相手の気持ちになって使用します。
- (3) 困ったら、すぐに信頼できる人に相談します。

平成27年8月18日 久喜市全中学校生徒会一同

3 取組についての評価等

- ・ 分科会で十分な意見交換ができるための時間の確保が必要である。
- ・ サミット後の各校での取組の見届けを継続して行う必要がある。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	幸手市教育委員会
テーマ	いじめ防止に向けた取り組み ～学校・家庭・地域・関係機関との連携強化を図りながら～
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通じたいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>○B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>これまで、いじめ防止に向けた取組について、市内各小・中学校と連携しながら取り組んできたが、いじめが起こる背景が複雑化してきているため、学校だけで問題解決にあたるのではなく、地域や関係機関との連携を図ることが重要となる。</p> <p>そこで、学校や家庭だけでなく、地域や関係機関との連携強化を図りながら取り組んでいくことをねらいとしている。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>①月例のいじめ状況報告について</p> <p>毎月5日までに、市内各小・中学校から前月のいじめ状況報告が提出される。状況報告を受けて、各学校でいじめが認知された場合、学校と市教委とが連絡を密にしながら、いじめが解消されるまで対応をしている。</p> <p>②いじめ防止基本方針の活用について</p> <p>幸手市いじめ防止基本方針を受け、市内全ての学校でいじめ防止基本方針が作成された。その活用に向けて、平成27年6月に市内全校の生徒指導主任研修会を実施し、各校の活用状況について情報交換を行うと共に、活用に向けてのよりよい方策について協議を行った。</p> <p>③幸手市いじめ問題対策連絡協議会の開催について</p> <p>平成26年度から「幸手市いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、年2回協議会を開催した。協議会の構成員は、警察・児童相談所・法務局・民生委員・保護司・児童委員・PTA・青少年育成推進委員・青少年相談員・市内小中学校の校長及び教頭の代表・市内小中学校の生徒指導主任の代表・市役所内の関係部署代表で構成されている。</p> <p>平成27年度は、平成27年10月30日に開催をして、幸手市のいじめの現状、ネットいじめなど表面化しないいじめの対策、市内全校で実施している学校生活に関するアンケートの活用などについて活発な意見が出された。次回は平成28年1月21日を予定している。</p>	

④埼玉県いじめ撲滅強調月間及び幸手市いじめ防止強化期間の取組について
(11月1日～11月30日) (11月1日～11月15日)

上記の期間に、下記の取組みを実施した。

○「いじめは絶対に許しません」啓発ティッシュの配布

ポケットティッシュに「いじめは絶対に許しません」の標語を入れたいじめ防止啓発ティッシュを5,000個作成して、市内小・中学校の児童生徒や教職員に配布をした。また、11月9日の朝に幸手市教育委員会教育長や教育次長、教育委員会事務局職員で、幸手駅前啓発ティッシュの配布を行った。

○幸手市いじめ防止強化期間啓発のためののぼり旗及び横断幕の掲示

幸手市役所フェンスに、いじめ防止強化期間中に横断幕一式とのぼり旗7本を掲示して、市民にいじめ防止を啓発した。

○広報誌の活用

幸手市の広報誌11月号に、市内の相談窓口や埼玉県の電話相談窓口の案内を掲載した。

○市内小・中学校でのいじめ防止標語の作成

市内全校の児童生徒にいじめ撲滅の意識を高めてもらうことを目的として、いじめ防止に向けた標語の作成を行った。各校で学年1点を選考して、選ばれた標語の中から幸手市いじめ問題対策連絡協議会の構成員で審査を行う。最優秀賞に選ばれた作品については、来年度のいじめ防止のための啓発品(ティッシュ・のぼり旗)に掲載する予定である。

⑤いじめ非行防止サポート会議(27年度からはネットワーク会議)の開催について

市内3つの中学校全てに、サポート(ネットワーク)会議を設置している。この会議には、学校や市教委、警察、PTA、スクールガードリーダー、保護司、民生委員、埼玉県いじめ非行防止支援員が参加をしている。学校が抱えている問題や関係機関、地域の方が持っている情報を共有し、よりよい解決方法について協議する貴重な場となっている。

2 取組の実績、効果

学校や家庭、地域との連携に加えて、関係機関との連携を図ることで、お互い持っている情報共有の場が多く設定された。平時から顔を合わせることができて、緊急事態のときに、連携をとることが容易になったことが大きな効果である。

また、学校の対応についても、関係機関との連携の効果で様々な角度からの対応を行うことで、早期解決につながる事案が多かった。このことも地域や関係機関との連携の効果であると考えられる。

3 取組についての評価等


いじめ問題の背景が複雑化している今日、様々な機関と連携を図りながら問題を解決していくことは、大変重要である。今回取り組んできたことは、ネットワークの構築という点では評価できると考えるが、引き続きネットワークを広げていき、児童生徒が安心して学校に通えるようにしていかなければならない。

また、いじめ撲滅に至っていないという現状から、もう一度いじめは絶対に許されないものであることを共通認識として、自分ができるいじめ撲滅のための取組を一定の期間だけでなく、常に意識していくことが大切であると考えられる。市教育委員会として、いじめ撲滅のための方策を継続して推進していきけるようにしていきたい。

*写真や図表等を含めて2ページ以内での作成をお願いいたします。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

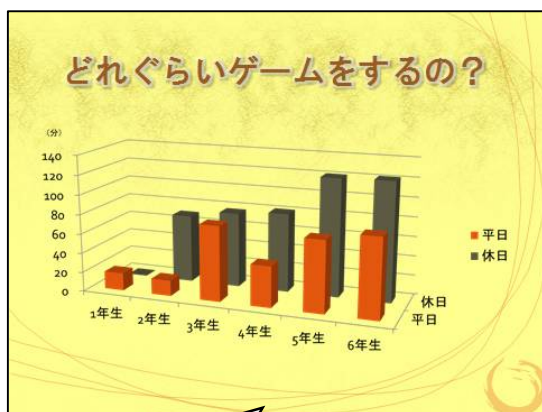
市町村教育委員会名	蓮田市教育委員会
テーマ	市内小・中学校「ケータイ・スマホ利用共同宣言」の取組
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（ ）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（市内小・中学校「ケータイ・スマホ利用共同宣言」の取組 ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>本市教育委員会は、児童生徒のケータイ・スマホの使用がネット上のいじめ、深刻な事件・事故、健康被害等に繋がる喫緊の課題であると捉えている。この取組は、児童生徒を取り巻く ICT の現状を把握し、健全な心と社会のルールを理解、安全に活用するスキルの育成を目指したものである。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>今年度、本市PTA連絡協議会及び小・中学校校長会と合同で、「蓮田市立小・中学校ケータイ・スマホ利用の共同宣言」を作成した。内容は、宣言1として、利用のマナー徹底、宣言2として使用時間の制約、宣言3として個人情報保護を設定した。</p> <p>また、保護者向けの啓発資料として、プレゼンテーションソフトを使用したCDを作成した。各学校に配布し、活用を促進するとともに、各学校の児童会・生徒会を中心として学校独自の利用宣言づくりの取組を行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="248 1503 572 1964" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><small>蓮田市PTA連絡協議会・蓮田市教育委員会・蓮田市小・中学校 学業会では、子どもからの健全育成を目標として、以下の共同宣言 を提案します。</small></p> <p>蓮田市立小・中学校ケータイ・スマホ利用の共同宣言</p> <p>宣言をみんなで守ることで、みんなの楽しい毎日を作りますよ</p> <p>宣言1 利用のマナーを守ります。 「ながら使用」はしません。 【食事しながら・勉強しながら、歩きながら…】</p> <p>宣言2 健康のため、使用時間を守ります。 目安は、小学校中・高学年で7時まで 中学生で9時まで</p> <p>宣言3 思いやりを持って使います。 個人情報を守ります。 優しいことばづかいをします。</p> <p> お願い <small>この共同宣言を本校として、親子で読みたい。 【各自のネットルール】を作ってください。</small></p> </div> <div data-bbox="608 1525 938 1944" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>上段「児童・生徒」 ・下段「保護者」それぞれの立場で、通知文の作成例を参考にして、ネットルールの作成を依頼した。</p> <p>親子での話し合いを大切にして、宣言を考えていただいた。</p> </div> <div data-bbox="1018 1509 1331 1964" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>我が家のネットルール</p> <p>私は、ネットを安全に使用し、毎日楽しく過ごすため、次のルールを守ります</p> <hr/> <p>保護者として、我が子をネットトラブルから守るため、次のことを心がけます</p> <hr/> <p>明るいあいさつ、しっかり食事、たっぷり睡眠を守ります。</p> <p><small>【保護者として、下段「保護者」を参考に、通知文の作成例を参考に、ネットルールを作成してください。】</small></p> </div> </div>	

児童生徒をインターネット被害から守る

～携帯電話・スマホ等によるインターネットトラブル・ネット依存から子供たちを守るために～

蓮田市教育委員会

保護者用のプレゼンテーション



宣言に向けた実態把握 (小学校)

私たちが気を付けなくてはならないトラブルは？

- 振り込め詐欺
- 架空請求
- ワンクリック詐欺
- フィッシング詐欺
- コンピュータウイルス
- (個人)情報の流出
- 迷惑メール
- 出会い系サイト



全18枚のスライドで啓発・周知

黒浜西中宣言 五条
～ケータイ・スマホ安全利用～

- 第一条 使用時間**
ケータイ・スマートフォンを使用する時間を各家庭で決め制限する
- 第二条 個人情報**
相手の許可なく、個人情報(写真など)をのせたりしない
- 第三条 なびろスマホケータイ**
他の事をしながら、ケータイ・スマートフォンを使用しない
- 第四条 ネット**
ワンクリック詐欺に注意する お金を使う時は親に許可をとる また、必ず相談する
- 第五条 迷惑メール**
迷惑メール(チェーンメールなど)は無視する

各学校で採択した独自の共同宣言

2 取組の実績、効果

各学校では、4月から児童会・生徒会が中心となり学校独自の「利用共同宣言」の策定に計画的に取り組んだ。これを作成・発表することで、ケータイ・スマホのより適正な利用法や、誹謗中傷などのネット上のいじめをなくすことに関して、一人一人が考えを深めることができた。

また、市教委とPTAが協力して活動を展開することで、家庭への啓発や周知もスムーズに行えた。各校の保護者を対象とした啓発教室と相まって「我が家のネットルール」を活用した親子の話し合いも深まり、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進することができた。

3 取組についての評価等

第2回蓮田市いじめ防止対策連絡協議会（関係諸機関の代表・学識経験者・行政機関職員・校長会代表が参加）でも、本取組が先進的で有効な手立てであるとの評価をいただいた。

他市町で取り組んでいる「ノーネット・デイ」「ノーテレビ・デイ」などを参考にし、本市も、ケータイ・スマホ利用に関する「家族で〇〇チャレンジ」等の取組を一層充実させて、ネット上のいじめやトラブルの根絶をする。

平成26年12月～27年11月

「いじめ防止に関する取組実践事例」記入票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	八潮市教育委員会
テーマ	八潮市いじめ0（ゼロ）に向けての取組
<p>※以下の観点から当てはまる項目に○をつけて、御紹介ください。</p> <p>【観点A 児童生徒の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践】</p> <p>A-1 道徳や特別活動等を通したいじめを生まない学級づくりの実践</p> <p>A-2 児童会・生徒会などで児童生徒が主体的に参加する活動実践</p> <p>A-3 発達障害等について理解し、児童生徒が互いの特性を理解し合う活動実践</p> <p>A-4 その他（学校や児童生徒のいじめの防止等の取組実践）</p> <p>【観点B 教職員による組織的な取組実践】</p> <p>B-1 「いじめ」を許容しない指導の在り方に関する研修</p> <p>B-2 「ネットいじめ」への対応実践</p> <p>B-3 いじめ防止のための地域・関係機関との連携</p> <p>B-4 その他（ ）</p>	
<p>1 取組の内容</p> <p>(1) 取組のねらい</p> <p>平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、子どものいじめをなくすために、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」の制定に向け、取組を開始した。本市では、「いじめ撲滅3原則」を訴える教育委員長緊急アピール、生徒が悩みを相談する「さわやか相談室」の全中学校設置、インターネット上の情報モラルに反すると判断される内容を監視・削除する「ネットパトロール」の業務委託など、いじめ撲滅に向けた取組を行ってきた。子どもは、未来のかけがえのない宝であるとの考えに立ち、いじめの起こらない明るいまちづくりを目指して、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（いじめゼロ条例）」が、平成27年9月議会で可決された。この条例は、子ども、学校、教育委員会、保護者や地域社会が一体となって、市全体でいじめを行わない社会をつくることをねらいとしている。</p> <p>(2) 取組の内容（取組事例、対象、方法等）</p> <p>「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」制定後、以下の取組を行った。</p> <p>① 学校いじめ防止対策基本方針（学校いじめゼロ基本方針）の見直し</p> <p>条例制定後に、各学校の学校いじめ対策基本方針の見直しを行った。</p> <p>こどもの役割（第4条）、市立学校の責務（第6条）、市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための方策（第10条）、いじめの初期対応（第13条）、インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第11条）、八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第12条）、重大事態（第15条）について各学校での取組を記したことにより、学校独自の学校いじめ防止基本方針を作成することができた。また、各校のホームページにも掲載した。</p>	

② 八潮市中学校生徒会「いじめ撲滅宣言」を八潮市長へ提出

市内中学校5校の生徒会で話し合い「いじめ撲滅宣言」を5校の生徒会長が、「いじめ撲滅宣言」を大山忍八潮市長へ提言書を渡した。

【 八潮市いじめ撲滅宣言 】

- 1 市内すべての中学校で「いじめ撲滅運動」に取り組みます。
- 2 中学校での取組を小学生に知ってもらうため、学区の小学生に対し「いじめ撲滅の大切さ」を呼びかけ交流を図ります。



③ 授業による条例の周知

各中学校ブロックの実態に合わせて、授業案を作成し、各校の生徒指導主任を中心に「いじめを生まないための」授業実践を通して、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」の周知を行った。

④ 八潮市子ども安全委員会でいじめについての会議

八潮市内の小学校、中学校、高等学校の各学校からの1名ずつで構成される「八潮市子ども安全委員会」で、学校内外でのいじめの現状・形態といじめをなくすために何ができるかを子どもたちの目線で協議した。

2 取組の実績、効果

八潮市みんなでいじめをなくすための条例（通称いじめゼロ条例）の制定に合わせ、取組を行った。そのため、八潮市全体が、いじめに対して意識を高めることができた。また、授業、児童会生徒会活動や会議など、児童生徒が中心となっていじめをなくしていく活動に取り組むことができた。これらの取組により、いじめ防止に向け、今後も学校・家庭・地域が一体となり、子どものいじめの防止等に努めていきたい。

3 取組についての評価等

八潮市からいじめをなくすために、条例の目的でもある「全ての子どもは、かけがえない存在であり、未来の宝である」子どもたちが、安心して生活をし、健やかに成長できるまちづくりを八潮市一丸となり、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。